

各都道府県知事 殿

林野庁長官

「林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」等の一部改正について

下記に掲げる通知について、別紙 1 及び 2 を一部改正したので、御了知いただくとともに本事業の円滑かつ的確な実施にご配慮願いたい。

なお、貴管下市町村に対しては貴職から通知願いたい。

記

- 1 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領
(昭和 43 年 11 月 5 日付け 43 林野治第 856 号) 別紙 1
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地
荒廃防止施設災害復旧事業査定要領
(昭和 47 年 7 月 19 日付け 47 林野治第 1621 号) 別紙 2

(担当：治山課災害対策班)

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>（査定）</p> <p>第15 査定は、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地査定が困難となった箇所、申請額が <u>1,000 万円未満</u>の箇所については、現地林業事業所等において査定を机上で行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被害の事実及び程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（査定）</p> <p>第15 査定は、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地査定が困難となった箇所、申請額が <u>300 万円未満</u>の箇所については、現地林業事業所等において査定を机上で行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被害の事実及び程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p>(査定)</p> <p>第 15 査定は、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地査定が困難となった箇所、申請額が <u>500 万円未満</u> の箇所については、現地林業事務所等において査定を机上で行うことができる。この場合には、写真、計画概要書等により被災の事実及び程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(査定)</p> <p>第 15 査定は、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地査定が困難となった箇所、申請額が <u>200 万円未満</u> の箇所については、現地林業事務所等において査定を机上で行うことができる。この場合には、写真、計画概要書等により被災の事実及び程度等を十分検討のうえ、慎重に採否を決定するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。